

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
スポーツ少年団活動について

本件につきまして、6月13日付群馬県スポーツ少年団本部長名の通知により、6月13日（土）からスポーツ少年団活動の自粛要請を解除いたしました。併せて活動における留意点・対外試合等の取り扱いについて、下記のとおりとさせていただきますので、活動に際しましては、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. スポーツ少年団活動再開にあたっては、十分な準備運動を行うなど、団員の身体的な負荷を考慮した活動を段階的に行っていくなど、怪我の防止に十分に留意すること。
2. 群馬県や各競技団体で作成しているガイドライン等を参考に、各競技特性に応じた感染防止対策を講じたうえで活動を行うこと。
3. 「合同練習」や「練習試合」、「大会」等については、団員の体調面の考慮また怪我等の予防策の一環として、7月11日（土）まで自粛するものとする。
なお、県外での「合同練習」や「練習試合」、「大会」等については、7月11日（土）以降も引き続き自粛とし、開始可能日については別途通知するものとする。
4. 宿泊を伴う活動については、団員同士が密集して活動する状況が多く発生することから、当面の間自粛とし、開始可能日については別途通知するものとする。

令和2年 6 月 13 日
群馬県スポーツ少年団
本部長 小林 馨